八	［略］	［略］	［略］	［略］
九	［略］	［略］	［略］	［略］
十	［略］	［略］	［略］	［略］
十一	岩手県、宮城県、福島県	農家数	当該県の区域内の市町村に係る農家数（ただし、この表第十項に定める市町村については、同項の測定単位の数値の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とする。）の合計数	戸
十二	［略］	［略］	［略］	［略］
十三	［略］	［略］	［略］	［略］
十四	［略］	［略］	［略］	［略］
十五	［略］	［略］	［略］	［略］
十六	［略］	［略］	［略］	［略］

二　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る別表第一(3)都道府県の項第二号の適用については、同号中「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）」とあるのは、「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）＋経常態容補正係数」とし、当該経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。）とする。

算式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{B \times C - A}{A}$$

算式の符号

［略］

C　福島県の平成30年1月1日現在の住民基本台帳登載人口を、福島県の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

三　特定被災地方公共団体のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯舘村における行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる点数の算定に係る第十一条第一項第一号(1)(1)算式の符号Aの数、同号(1)(2)算式の符号Bの数、同号(1)(3)算式

九	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十一	岩手県、宮城県、福島県	農家数	当該県の区域内の市町村に係る農家数（ただし、この表第八項に定める市町村については、同項の測定単位の数値の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とする。）の合計数	戸
十二	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十三	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十四	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十五	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十六	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十七	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

二　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る別表第一(3)都道府県の項第二号の適用については、同号中「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）」とあるのは、「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）＋経常態容補正係数」とし、当該経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。）とする。

算式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{B \times C - A}{A}$$

算式の符号

［同左］

C　福島県の平成29年1月1日現在の住民基本台帳登載人口を、福島県の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

三　特定被災地方公共団体の市町村の経費に係る普通態容補正係数の算定については、第十一条第一項第一号における宅地平均価格指数は、同号(1)(3)算式の符号Cによつて算定した数と平成二十四年度の算定に用いた宅地平均価格指数に〇・九四六を乗じて得た数のいずれか大きい数とする。